

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 1 月 24 日 第 582 号 金曜 日
		毎週火・金曜 2 回発行

目次
○ 告 示
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課） 1
特定調達に係る苦情の受付および処理の状況の公表（管理課） 1
○ 公 告
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課） 1
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課） 3
建築士免許取消し公告（建築課） 5
随意契約の相手方決定の公告（税政課） 5
○ 環 境 事 務 所 告 示
土壌汚染対策法による要措置区域の指定（南部） 6
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
土地改良区役員退任公告（湖北） 6
土地改良事業計画変更認可公告（東近江） 6

告 示

滋賀県告示第26号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
多機能障がい児通所支援オリーブのねっこ	守山市守山六丁目 8 番15－2 号	株式会社びわこナーシング	草津市追分南六丁目 9－15	放課後等デイサービス（重心以外）	2550700252	令和 6. 12. 31

滋賀県告示第27号

滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第80号）第11条の規定により、令和 6 年 1 月から令和 6 年12月までの間における苦情の受付および処理の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

苦情の受付および処理の状況 なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第

1 項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目21番1 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 高木裕

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 高木裕

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 森克幸 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康

3 変更年月日 アについては平成30年6月20日、イについては平成30年6月20日および令和4年6月30日

4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和6年12月26日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年1月24日から令和7年5月26日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年5月26日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目21番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美 株式会社ユタカファーマシー 岐阜県大垣市林町十丁目1339番地1 代表取締役 浅井家康

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社バロー 9時30分から22時まで 株式会社ユタカファーマシー 9時30分から22時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時から22時30分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社バロー 9時30分から22時まで 株式会社ユタカファーマシー 24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

4 変更年月日 令和 7 年 1 月 1 日

5 変更の理由 来客の生活スタイルの多様化に合わせた営業を行うため

6 届出年月日 令和 6 年12月26日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 令和 7 年 1 月24日から令和 7 年 5 月26日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 7 年 5 月26日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 7 年 1 月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ラ・ムー彦根店 彦根市平田町字五反田1125番 ほか

2 意見の概要 彦根市からの意見

(1) 誤って中央中学校の駐車場および駐輪場を使用されないよう注意すること。また、排気ガス等に十分配慮すること。

(2) 排水計画について協議すること。

(3) 法定外公共物について、占用および形状変更が伴う箇所は別途申請すること。

(4) 当施設から発生する事業系廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 3 条第 1 項」の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。

(5) 平成27年 4 月 1 日施行の「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成26年彦根市告示第92号）」に基づき、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を次の期限までに生活環境課に提出すること。「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」については、選任（もしくは変更）の日より14日以内。「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」については、毎年 4 月末日まで。

(6) 中央中学校の敷地内に来客によるゴミの廃棄をされないよう注意すること。

(7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の30日前までに生活環境課に届け出ること。

(8) 事業の実施に伴う騒音が発生しないように防止対策を講じること。

(9) 近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。

(10) 学校運営中、生徒の学習の妨げにならないように注意すること。

(11) 刺激に敏感な生徒が在籍しているため、光などに気をつけること。

(12) 当該計画地は、彦根市景観計画に基づく市街地景観ゾーンに位置している。本件の建築計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出対象行為となることから、良好な景観形成が図れるよう景観形成基準を遵守のうえ、行為着手までに市の適合通知を受けること。

(13) 当該計画地は、彦根市屋外広告物条例（平成27年彦根市条例第 6 号）に規定する第 6 種地域に位置している。本件の屋外広告物の計画は、申請対象行為となることから、許可基準を遵守のうえ、行為着手までに市の許可を受けること。

(14) 建築物、屋外広告塔、野立広告物等における屋外の照明または電光表示物を設置する場合は、周辺地域の住民等に対して過剰な光や漏れ光などの影響による光害が発生しないよう、照明の配置、方向、強さ、光源の種類および点灯時間に十分配慮するとともに必要な措置を講じること。

(15) 万引き等の触法行為ならびに迷惑行為等があった場合、学校に連絡をすること。

(16) 申請地は中央中学校に隣接しており、付近道路は小中学校の通学路となっている。搬出入のための大型車両が通行する場合、通学路を通行することになるため、登下校時間帯において通学路の通行をできる限り避け、通行

するときは、児童および生徒には十分に注意し、安全運転を心がけること。また、下校時間帯は店舗利用者が多くなることが予想されるため、駐車場出入口への警備員配置を検討すること。

- (17) 建築等に関しては、建築基準関係規定を遵守のうえ、建築確認を受けること。
- (18) 建築物以外の工作物の工事費(土木工事の請負契約金額)が500万円以上の場合、または新築工事における延床面積が500㎡以上の場合、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」「(建設リサイクル法)の届出が必要である。
- (19) 延べ床面積300㎡以上の場合、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)」の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ基準に適合する必要がある。
- (20) 特定施設(物品販売業を営む店舗)に該当し、用途面積が200㎡以上の場合、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)」の規定に基づく届出が必要である。
- (21) 水路で分断された敷地を同一敷地とする場合は、基準を満たす水路占用許可が必要である。滋賀県内建築基準法取扱基準2-1-02の適用が必要である。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和7年1月24日から令和7年2月25日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂日夏店 彦根市日夏町字堀ミソ3703番地1

2 意見の概要 彦根市からの意見

- (1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の日の30日前までに生活環境課へ届け出ること。事業の実施に伴う騒音が発生しないように防止対策を講じること。近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。
- (2) 該当周辺施設は若葉小学校および南中学校区であり、搬出入の経路は通学路となっていることから、登下校時間帯の大型車による商品搬出入をできるだけ避けるとともに、通行する場合は児童および生徒に十分注意し、安全運転を心がけること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和7年1月24日から令和7年2月25日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ルビットパーク近江八幡(Bゾーン) 近江八幡市西庄町字笠ヶ町756番2ほか

2 意見の概要 近江八幡市からの意見

- (1) 県道26号西庄町沿道サービス振興地区計画の区域内のため、行為の規模によっては地区計画の届出が必要である。また、近江八幡市屋外広告物条例(令和2年近江八幡市条例第1号)の第3、5種地域のため、屋外広告物を掲出される場合、規模によっては許可が必要である(地区計画の制限を受けるため、掲出される場合は都市計

画課に事前に協議すること。）。

- (2) 各乗入れについて許可された内容からの変更を行う場合は、各道路管理者と協議を行うこと。
- (3) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第1条および振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第1条に規定する特定施設の設置がある場合は特定施設設置届を提出すること。また、騒音規制法施行令第2条および振動規制法施行令第2条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業実施届出書を提出すること。
- (4) 事業系廃棄物の取扱いについて、産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入するか、許可業者に委託して適正に処理すること。
- (5) 商業施設等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会（鷹飼町自治会および黒橋自治会に該当）と協議を行い、その経過ならびに結果を要約し、文書によりまちづくり協働課に提出すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8

(2) 縦覧期間 令和7年1月24日から令和7年2月25日まで

建築士免許取消し公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和7年1月14日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 木下稔
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第3629号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

建築士免許取消し公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和7年1月15日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 木村喜則
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第3598号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和7年1月24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県税務総合システム改修業務（令和6年度税制改正等に係るシステム改修） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部税政課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年11月29日（金）

- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社 N T T データ 代表取締役社長 佐々木裕 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 5 随意契約に係る契約金額 61,831,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第 1 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 1 項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県南部環境事務所長 卯 田 隆

- 1 指定する区域の所在地 栗東市大橋二丁目280番、281番、281番 1、282番 1、282番 2、282番 3 の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第 2 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 5 講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、湖北土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國 友 芳 蔵

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 村 利 夫	長浜市湖北町海老江276番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國 友 芳 蔵

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	西 村 利 夫	長浜市湖北町海老江276番地

土地改良事業計画変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、津田内湖土地改良区の維持管理計画の変更は、令和 7 年 1 月 16 日に認可した。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができる。

令和 7 年 1 月 24 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今 井 清 之